



人手不足が深刻な職種の
道内事業所に就労する皆さまに

最大
20万円
支給！

奨励金を支給！

令和7年3月1日から同年6月30日までに
対象職種で就労すると、

奨励金

10万円
支給

さらに

JR料金や航空券費など、

移動費

10万円まで
実費分支給！

※引越費用等は含みません



対象職種

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

対象者

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日～同年6月30日までに、
労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上の在職実績がある方

※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

申請募集
人数

300人

＼ 長期離職者の皆様も、この機会をぜひ活用してください！／

事業概要

離職期間が1ヶ月以上ある求職者が、人手不足が深刻な道内事業所において、対象職種(表面参照)で労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職した場合に**就労者に奨励金10万円**(+移動費実費 ※上限10万円)、事業者には支援金10万円(+離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合10万円加算)[1回限り]、を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)



奨励金等の支給要件

就労者の皆さま

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、
令和7年3月1日～同年6月30日までに、労働時間が
週20時間以上かつ31日以上在職実績がある方

※要件を満たすには5月31日までに勤務初日となる必要があります。

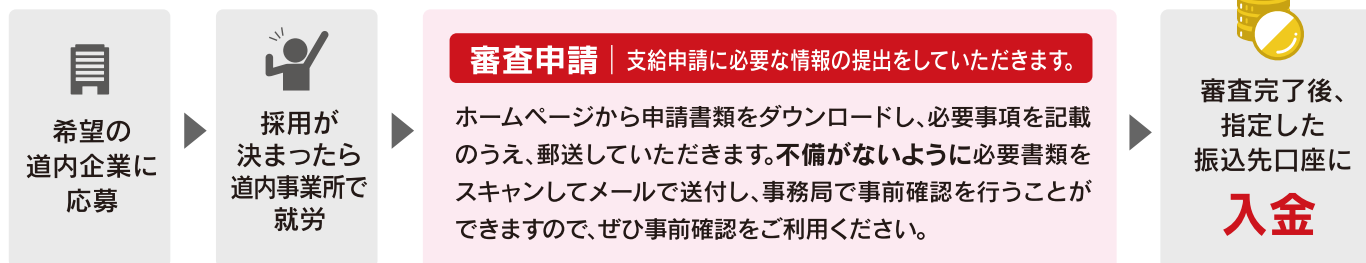
北海道内事業所の皆さま

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する
法人又は個人であって、対象職種に求職者を一定期間以上
雇用する事業者

※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。

申請手続きの流れ

申請書類をご準備のうえ、**郵送**していただきます。



審査申請受付期間 **令和7年3月1日(土)～令和7年7月31日(木)**(当日消印有効)

※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

留意事項

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は**予算の範囲内**で支給するため、
申請が予算を超えた場合は、申請いただいても**奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。**

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

注意: 労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、奨励金等は支給されません。

問い合わせ先 「人材確保支援事業」コールセンター

TEL: **050-3613-3016**

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

E-mail: jinkaikuho2025@athuman.com

URL: <https://jinkaikuho2025.pref.hokkaido.lg.jp>

ホームページはこちら



申請書類送付先 「人材確保支援事業」事務局

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西7-1-5
札幌ホワイトビル 2階
TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2A

「人材確保支援事業」事務局 宛